

Title	日本文化史 古代, 古藤正次著
Sub Title	
Author	宮島, 貞亮(Miyajima, Teisuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.4 (1922. 8) ,p.139(617)- 142(620)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	東西新史乗
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220800-0139">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220800-0139</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は、あまりに嚴正にすぎ、且つその最期が悲劇であつたからで、むしろ彼の胸中にはすべてをうるほす春雨のやうなしつとりした慈悲心の宿つてゐたこと、彼は眞面目すぎるほど眞面目であつたが、他方において滑稽を滑稽と感ずる樂天的分子のあつたこと、即ち嚴肅と輕快の兩面をそなへてゐたこと、しかし光秀の如き狹量のものに嫉み怨まれたのは、後年あまりに明察であつたからであること、要するに彼は一種神經質的膽汁質の氣質の人であつたことその他彼が趣味の人であつたこと、きはめて吝嗇であつたこと等の長短所をあげて、信長の人物に深甚の同情をそそいでゐる。(三〇八—九、及び三三三—三三二頁)

が信長の辯護はよしとして、秀吉論に於いて彼を信長の追隨者繼承者、再造者にすぎなかつたとのべ、信長をもつてその能力の點に於いては、或は秀吉以上であつたと思はれると言つてゐるのは(四二八、六一—六一二頁)、いかがであらうか？ たとへ秀吉の政治的事業が前代の繼承であつたにしても、それは單に形式的方面に於いて言はるべきであつて、もちろん事業の成否によつて人物の大小を批判するを得ないが、われらは人物の點に於いてやはり秀吉の方により大なる吸引力を認める。

ついでに一言したい。第一章第五節武士階級の生活状態において、室町末期に自己擴張、自己解放の運動がさかんであつたことを言つて、『傳統が束縛した自己を、それ自身の實力によつて解放しようとする』、そこに社會制度の破壊がなければならなかつた。社會制度の破壊——夫が室町末期に於ける武士階級の人々の懷いて居つた夢想であり、その夢想を實現しようとして、彼等

の多くは煩悶し、懊惱し、努力した』とのべ、かかる時代を「下剋上の時代」と呼び、その運動による成功者を「僭上者」、しからざるものを「逼下者」と呼ぶと言つてゐる(六二頁)。しかしかかる下剋上の状態をもつて直ちに社會制度の破壊といひ得らるるだらうか？ 下剋上の現象はすこしも武士階級の崩解ではなかつた。社會における支那階級の交代ではなかつた。政治的、經濟的組織の一變ではなかつた。著者自身言つてゐるやうに、『彼等の社會的組織は、下の者が上に剋ち、上の者が下の者に代つても、その地位が轉倒したといふだけで、大體の組織には大した差異がなかつたのであつた』(七四頁)。また著者は屢々革命といふ語を用ゐてゐるが、この場合當然政治的、もしくは社會的の革命を指示しなければならぬのであるが、何等政治的及び經濟的組織の一變を伴はない單なる地方的戦争に對しては、これまた用語の妥當性を缺くものではなからうか？

最近國史に對して新著述のさかんに公にされることは誠によろこばしいことである。本書は『國民の日本史』の第八編として最初に公にされたものであるが、わが史壇における尊き收獲であり、今後續刊さるべき各編いづれも本書同様に價値あり興味ある眞の國民史たらんことを期待してやまない。(松本芳夫)

## 日本文化史 古代

(古藤正次著  
大鐙閣發行)

これは本年四月日本文化史叢書の第一巻として公にせられたものである。

著者は本書の序文に於て「民族の文化、國民の文化は民族國民

の異なるにしたがつて性質様式の上にそれ／＼の特徴が認めら

れる。その相異の生ずる第一の原因は民族や、國民の文化的素質に存する根本的の差異である。第二の原因として考ふべきは環象の影響が一樣でないものである。第三の原因と見るべきものは他の文化との接觸關係の程度である、第四の原因は文化發達の時代的新古の差である、これ等の諸種の原因によつてそれ／＼の特徴ある文化が形成されるに至るのである。この故に、或民族或國民の文化を研究し其の性質を闡明しようとするにはまづ上述の諸種の點についての精到なる考察が加へられなければならぬ」云々と著者は先づ民族或は國民の文化研究上の態度を闡明してゐる。

其の内容の紹介に先立ち、其の目次を擧ぐれば第一章序説第二章古代民族論、第三章國語についての考察、第四章記紀の神代第五章文化の統一まで第六章國家の體制と社會組織第七章古代民族の信仰生活第八章文學藝術の發達第九章結論等である。

著者は先づ序説に於て從來の學者の古代文化觀を叙し、尙古的思想を以て江戸時代に於ける國學者神道家の古代研究法上の根本的謬想なりと斷じ、更に古代文化の研究方法及び、遺物遺跡の上からの研究、言語の上からの研究、文獻の上からの研究、等三方法を擧げてゐる。

次に古代民族論に於て各學者の所説を引用して、先史及び原史時代の住民につき叙し、更に我が古代の日本人が如何なるものを異種族と見てゐたか、その異種族と日本人との關係は如何なりしかを記述してゐる。然しながら著者が更に一步を進めて古代日本人がその異種族に對し如何なる態度を執りしか論及せざりしは

余の不滿とするところである。

次に國語についての考察に於て著者は先づ第一に言語の異同が必ずしも人種的民族的問題の解決に絶對的批判の資料を與へるものでないこと又言語が如何に民族的精神の産物であり、文化事象の反映であるかを述べ、言語と文化、國語の特質及び系統關係、國語と朝鮮語との關係、國語と琉球語との關係、國語とアイヌ語及び國語と外來文化等の諸點に亘り論及してゐる。次に記紀の神代に於ては、先づ古事記、日本書紀の性質を述べ、「古事記、日本書紀を通じてその史料となつたと思はれるものは、之を性質の上から見れば三つに大別することが出来る。第一は系譜的のもの、第二は傳説的のもの、第三は記事的のものである」又一記紀の神代はこれを三つの時期にわけて見ることが出来る、高天原を中心とする時代、出雲、日向を中心とする時代がそれである。然し更に嚴密にこれを論ずれば、この三つの時代は時間的に前後するものでない。出雲を中心とする時代は傍系的のものとするのが其の當を得てゐる、神代卷にあらはれてゐるこの三種の大きな區分は明らかに我が古代人の思想發達の三つの段階を示してゐる」と云つてゐる。

次に文化の統一までに於て、先づ先史時代の民族生活につき叙し、更に原史時代の民族生活と文化の關係を明にし、農業、漁業、建築、土器の製作、武器の發達、此の民族の鏡に對する尊崇心、古墳等に論及してゐる。尙倭人の文化を論及するに當り、葬儀、占法、天産物、風俗、人情等を擧げ、又銅劍、銅鉞、銅鐸等を文化史的に研究し、最後に歸化民族と文化の關係に論及してゐる。

次に國家の體制と社會組織に於て建國の體制、政治組織及び社會組織の發達につき叙し、更に憲法十七ヶ條の文化的意義に及び憲法十七ヶ條の法律說に賛成し、且その條文を擧げ説明し、その十七ヶ條を以て聖德太子の文化精神の政治方面にあらはれた閃きとしてゐる。

次に古代民族の信仰生活に於て、著者は原始神道の神觀の叙述を試み、原始神道の神々を大別して自然神と祖先神との二つに大別し、更に祖先神の觀念に三種類ありと考へてゐる。即ち一は自然神の尊崇が漸次變化して、神と人間との間に系統的關係のある如くに考へられるやうになつたもの、此の場合には自然神が祖先神の資格に於て奉祀される。二は即ち祖先神の觀念の本質的のもので神と人との間に血族的連鎖のあるものである。三は即ち或地方に效績のあつた神であるとか、或氏に深い關係のあつた神とかが英雄崇拜的の信奉によつて祖先神の資格を獲得するに至つたのであると。著者は更に祓禊の思想に論及し、此の思想は一部清淨を尙ぶ我が國民性に歸すると同時に一部祓禊によつて悪い精靈を退けるといふ觀念に歸すと論じてゐる。

次に文學藝術の發達に於て先づ文字輸入及び漢字假用法の發達を叙述し、古代の文學としては記紀の歌謠をあげ最後に飛鳥時代の藝術に言及してゐる。

最後に結論に於て著者は我が文化史上の古代を以て輸入文化、模倣文化の時代として我が古代人の模倣的創造といふべき方面に於て極めて驚くべき力を發揮してゐると説いてゐる。

以上は本書の内容の大體にして余は著者の古代文化觀に對し

殆ど異論を挟むところなきも惜むらくは著者に對し二三問ひたき點あり。

著者は序說に於て、現代に於ても、我國の古代文化に於ける外來的要素を少く見積つてゐる論者尠くないと斷じ、彼等を以て事實上の尙古主義、排外主義に陥つたものとし、我が國古代文化の歴史は外國文化輸入の歴史に過ぎないと切言してゐるも、これは少し過言ではあるまいか。余と雖も外來文化の影響を少く評價するものでない。然し著者の如く我が國古代文化の歴史を以て外國文化輸入の歴史に過ぎないと斷ずるものでもない。著者の文化に對する定義明でないが、かの歌謠などは比較的外國文化の影響を受けなかつたものではあるまいか。

次に國語についての考察に於て、著者は「孤立語といふのは語法上の關係が單に文中に於ける言語の排列の位置によつて示され語尾變化といふものがなく、また語法上の關係を示す助字の類が殆ど無いやうな性質の言語をいふのである。支那語の如きは「の種類に屬する」と云つてゐる。支那語は孤立語に屬し、歐洲語の如く屈折變化をなさず、日本語の如くテ、ニ、ヲ、ハを要せず、句中の各語は全然孤立してゐるのである。而して著者の言に反し、前置詞於、以、後置詞者、之、接續詞而、則終詞也、矣等の助字を用ひて文法の關係を示すこと多いのである。

又著者は凡例に於て「古代民族の文化的素質を明かにするには民族の由來成立の考察が必要である。言語を一の文化事象と見、言語のうちに文化精神を見出さうとするには國語に就ての考察が肝要である。著者が本卷に於て特に此の二項に就て比較的精細

な記述を試みた趣旨もこゝに存する」と云つてなる如く第二章、第三章に最も力を注がれたやうに思はれる。著者の専門にして得意の舞臺なるその第三章に於て特に著しい見解に接しないやうに感ずるのは遺憾である。これは紙數に限りあり且餘りに専門的に亘るため避けたのであらう。他日此方面に關し更に造詣の一端を公けにせられんことを望む。

著者は本年六月三日の東京朝日新聞紙上に於て「日本文化史の稿を終へて」といふ題目の下に今回公にした日本文化史古代篇は、わづかに従來學界に發表された諸家の研究の結果を按排して、やゝこれを組織立て聊か私見を加へたものにすぎない」と謙遜してをらるるが實際同紙上に於て著者が次の如く言つてゐるのも無理はない、「今や古代史の専門的研究は全く部分部分の細密な點に向つて深く深くと進んでゐるのであるから、その各専門家の議論の岐れる點を正當に理會するとすら一般の人々にとり、容易でなくなつてゐる」と。此の際あくまで眞摯な態度を以て本書を公にせられた著者に對し吾人は感謝すると同時に時宜に適當する好著として推奨するを辭せないのである。(宮島貞亮)

### 郷土誌論

(柳田國男編)  
郷土研究社發行

數年前雜誌『郷土研究』を發刊して郷土に關するあらゆる方面の研究を發表し鼓吹された著者は、雜誌休刊後もつばら爐邊叢書の刊行によつてその事業を繼續された。郷土誌論はその爐邊叢書

の一冊として最近公にされたものである。收むるところのものすべて八篇、即ち郷土誌編纂者の用意、郷土の年代記と英雄、村の年齢を知ること、村の成長、相州内郷村の話、村を觀んとする人の爲に、村の種類、農に關する土俗であつて、いづれも興味ある。そして卓拔な著者の意見をうかがうことができる。

『郷土誌編纂者の用意』において、従來數多く現はれた郷土誌を編纂者の志によつて上下幾段の差等ありとなし、その序文によつて四種に分類してゐる。即ち理想の卑いものから列擧すると、第一種は序文に「弘く我郷の形勢を天下に紹介し」などとあるもの、第二種は先輩によつて「愛郷の精神を養ふは則ち愛國心を盛ならしむる所以」などと讃められてゐるもの、第三種は「予煙霞の癖あり公務の暇云々」などと序してゐるもの、第四種は凡てを明瞭にしやうとする新しい計畫でなれるもので、著者の望を囑するのにはこの第四種である。この分類をみただけで、郷土誌に對する著者の理想のいかなるものかをほゞ看取することができる。而して立派な且つ役に立つ郷土誌を著けし用意として、一、年代の數字に大なる苦勞をせよ、二、固有名詞の詮議に重きを置かぬこと、三、材料採擇の主たる方面を違へること、四、比較研究に最も大なる力を用ゐること、約言すれば史學研究法から超脱し、氣六つかしい史學者の奴となつてはならぬことを注意してゐる。一體國家にしる、郷土にしる、乃至家にしる、それが歴史と關係する場合、年代の古きを尊び、それを非常に自慢したがるので、郷土誌編纂の場合その郷土の年代記の詮議に無用な努力をそそぐのであるが、これに對して著者は、「村は百年ばかりの新田でも、其